

# ○海部地区水防事務組合人事行政の運営等の状況 の公表に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日  
条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 事務局長は、毎年 7 月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し事務局長が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒の処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(県からの報告)

第 4 条 管理者は、毎年 7 月末までに、公平委員会の事務を委託している県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第5条 管理者は、第2条の規定による報告及び前条の報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (2) その他管理者が適当と認める方法

2 前項第1号の閲覧所は、海部地区水防事務組合事務局とする。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。